

～総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について～

2021年12月24日、国土交通省大臣官房技術調査課長等は、先般、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付け財計4803号）に基づき、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点又は技術点の加点を行うことを各地方整備局等に対し通知しました。

（主な内容）

- 適用対象は、原則として令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達
- 評価項目は
 - （1）契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を別紙2に示す率以上増加させる旨を従業員に表明していること。
 - （2）契約を行う予定の年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を別紙2に示す率以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※中小企業等においては、「給与総額」とする。

その他、「評価方法」「賃上げの実績確認」や本措置の運用については、国土交通省ウェブサイト、北海道開発局における運用概要やQ&Aについては北海道開発局ウェブサイトをご覧ください。

• 国土交通省ウェブサイト https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000101.html

• 北海道開発局ウェブサイト <https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/slo5pa000000hdig.html>

配点例等

1. 賃上げの実施をした企業等の加点における配点例

(1) 物品、役務、工事

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|--------------------|---|---------------------|
| 賃上げの実施を 表明した企業等 | 契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 | 加算点の 5%以上の 整数 |
| | 契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】 | |

(2) 建設コンサルタント業務等

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|--------------------|---|---------------------|
| 賃上げの実施を 表明した企業等 | 契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 | 技術点の 5%以上の 整数 |
| | 契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】 | |

2. 賃上げが未実行な者に対する減点

1. の加点割合よりも大きな割合(1点大きな配点)で減点する。

3. 国庫債務負担行為による複数年契約(実質的に同一性が確認される契約)の次回調達における加点における配点例

(1) 物品、役務、工事

加算点に対して本文 6 (1) ※2 に記載の割合以上の整数

(2) 建設コンサルタント業務等

技術点に対して本文 6 (1) ※2 に記載の割合以上の整数